

長野県木曽建設事務所告示第1号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更します。

その関係図面は、告示の日から令和2年10月1日まで、長野県建設部道路管理課及び長野県木曽建設事務所において、一般の縦覧に供します。

令和2年9月10日

長野県木曽建設事務所長 小林敏昭

1(1) 道路の種類 一般国道

(2) 路線名 361号

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曽郡木曽町開田高原西野984番の31地先から木曽郡木曽町開田高原西野985番の63地先まで	旧	m 10.0~30.0	km 0.1180
同上	新	m 15.7~30.0	km 0.1180

2(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 南木曽停車場線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
木曽郡南木曽町読書3660番の3地先から木曽郡南木曽町読書3688番の8地先まで	旧	m 4.5~11.0	km 0.0870
同上	新	m 7.5~13.2	km 0.0870

道路管理課

長野県人事委員会告示第3号

平成17年長野県人事委員会告示第2号（長野県個人情報保護条例（平成3年長野県条例第2号）第11条第1項ただし書の規定により口頭により請求することができる記録情報）の一部を次のように改正し、令和2年10月1日以後に合格を発表する選考に係る記録情報から適用します。

令和2年9月10日

長野県人事委員会委員長 林 新一郎

表の社会人経験者を対象とする長野県職員採用選考の項目「及び自己セールスシートによる考查」を「、自己セールスシートによる考查及び専門論述考查」に改め、「外国語試験」の後に「及び専門資格」を加え、同表に次のように加える。

長野県職員採用試験 (就職氷河期世代)	1 第1次試験に係る以下の記録情報 (1) 基礎能力検査、作文試験及び専門試験の点数 (2) 合計点 (3) 合計点の順位（不合格者を含む。） (4) 合格者の順位 2 第2次試験（口述試験）の点数及びその順位（不合格者を含む。） 3 資格調査の結果 4 総合判定及び最終合格者の順位	同上	同上
------------------------	---	----	----

人事委員会事務局

**公告**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の成果を認証しました。

令和2年9月10日

長野県知事 阿部守一

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
駒ヶ根市	平成26年から平成28年まで	地籍簿及び地籍図	駒ヶ根市下平の一部	令和2年9月2日

農地整備課

公告

砂利採取業務主任者試験を次のとおり行います。

令和2年9月10日

長野県知事 阿部守一

- 1 試験日時
令和2年11月13日（金）午前10時から正午まで
- 2 試験場所
安曇野市豊科4960-1 長野県安曇野庁舎 講堂
- 3 試験科目
筆記により、次の科目について行います。
(1) 砂利の採取に関する法令
(2) 砂利の採取に関する技術的な事項（基礎的な土木及び河川工学に関する事項を含む。）
- 4 出題形式
出題数は、法令問題10問（全問必須問題）、技術問題15問（7問の必須問題と、8問から受験者が3問選択して解答する選択問題）とします。
- 5 受験手続
(1) 提出書類

ア 受験願書

イ 写真（手札形（縦8cm×横6cm）とし、受験願書提出前6ヶ月以内に撮影した無帽の正面上半身像で、裏面に撮影年月日、氏名及び生年月日を記載したもの）

(2) 受験手数料

受験手数料（8,100円）は、長野県収入証紙により（受験願書に貼って、消印はしないでください。）納付してください。

(3) 受付期間

令和2年10月1日（木）から10月16日（金）までの土曜日、日曜日及び国民の祝日にに関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く毎日午前8時30分から午後5時まで（郵送による場合は、令和2年10月16日（金）までの消印のあるものに限り受け付けます。）

(4) 受付場所

長野県建設部河川課（県庁専用郵便番号 380-8570）

6 合格発表

令和2年11月30日（月）以降に長野県庁及び県内各建設事務所の掲示板に掲示します。

7 合格基準

法令問題、技術問題ともそれぞれ1問10点で、法令問題、技術問題と合わせて200点満点とし、合格点は、法令問題及び技術問題と合わせて130点以上かつ法令問題及び技術問題の正解が各々60点以上とします。

8 その他

- (1) 受験願書用紙及び受験案内は、長野県建設部河川課及び県内各建設事務所維持管理課管理係において交付します。
- (2) この試験についての問い合わせは、長野県建設部河川課（電話 026-235-7308）までお願いします。
- (3) この試験の実施に際して収集する個人情報は、この試験に必要な範囲でのみ利用します。

河川課

公告

建築士法（昭和25年法律第202号）第9条第1項の規定により、次のとおり二級建築士の免許を取り消しました。

令和2年9月10日

長野県知事 阿部 守一

1 免許の取消しをした年月日

令和2年9月2日

2 免許の取消しを受けた建築士の氏名及びその者の登録番号

堤 隆佳

二級建築士 長野第8476号

3 免許の取消しの理由

建築士法第9条第1項第2号に該当するため（死亡による）

建築住宅課

公告

令和2年9月1日、長野県西部箕輪土地改良区の定款変更を認可しました。

令和2年9月10日

長野県上伊那地域振興局長 佐藤公俊

農地整備課

公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

令和2年9月10日

長野県長野建設事務所長 下里 嶽

1(1) 許可番号

令和2年4月17日 長野県長野建設事務所指令元長建第46-11号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字須坂字太子町620-1、620-4の内、622-8の内、622-13、623、字八木沢885-9

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市権堂町2201

長野電鉄株式会社 代表取締役 笠原甲一

2(1) 許可番号

令和2年7月28日 長野県指令2都第29-2号

(2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

須坂市大字中島字栗地河原1038-6

(3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名

長野市若穂綿内8116-1 エスボワールA201

近藤博明

都市・まちづくり課

正

誤

令和2年8月11日付け長野県告示第389号「保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知」中

ページ 行（箇所）

誤

正

2 左側下から4

飯島町（次の図に示す部分に限る。）

飯島町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、飯島町（次の図に示す部分に限る。）

森林づくり推進

令和2年8月31日付け長野県告示第428号「保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知」中

ページ 行（箇所）

誤

正

2 左側上から16

下諏訪町（次の図に示す部分に限る。）

下諏訪町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、下諏訪町（次の図に示す部分に限る。）

森林づくり推進